

令和3年度

# 事業概要

こども家庭局

# 目 次

I	こども家庭局の概要	1
II	組織と事務分掌	2
III	令和3年度 主要事業	3

## I. こども家庭局の概要

1. 局長 山村 昭
2. 局の職員数 1,486 人（令和3年4月20日現在）
3. 令和3年度予算の概要

(1) 一般会計

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
17 使用料及手数料	717,226	4 民生費	124,478,325
18 国庫支出金	44,883,774	5 衛生費	4,046,892
19 県支出金	17,098,506	13 教育費	308,394
20 財産収入	51,623	15 諸支出金	722,000
21 寄附金	3,200		
22 繰入金	6,663		
24 諸収入	10,140,606		
25 市債	4,153,000		
歳入合計	77,054,598	歳出合計	129,555,611

(2) 特別会計（母子父子寡婦福祉資金貸付事業費）

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 事業収入	160,847	1 事業費	160,847
歳入合計	160,847	歳出合計	160,847

## Ⅱ．組織と事務分掌

<p><b>こども企画課</b></p>	<p><b>幼保振興課</b></p>
<p>(1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。</p>	<p>(1)就学前の教育・保育に係る施策の調整及び推進に関すること。</p>
<p><b>こども未来課</b></p>	<p>(2)保育所の保育料に関すること。</p>
<p>(1)子ども・子育て支援に係る施策の総合的な調整及び推進に関すること。 (2)医療費助成に係る事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</p>	<p>(3)子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による控除に伴い保護者が負担することとなる費用に関すること。</p>
<p><b>こども青少年課</b></p>	<p>(4)民間の教育・保育施設及び地域型保育事業に係る施設の整備に関すること。</p>
<p>(1)児童館に関すること。 (2)子ども会に関すること。 (3)新・放課後子ども総合プラン（放課後児童健全育成事業含む。）に関すること。 (4)地域における子育て支援の推進に関すること。 (5)青少年に関する施策の調整及び推進に関すること。</p>	<p>(5)市立の保育所の運営に関すること。</p>
<p><b>家庭支援課</b></p>	<p>(6)地域子育て支援センターに関すること。</p>
<p>(1)要保護児童の福祉及び自立支援に関すること。 (2)児童福祉施設（保育所、児童館及び障害児に係る施設を除く。）の設置の認可等及び指導及び監督に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (3)一人親家庭（母子家庭又は父子家庭である家庭をいう。以下同じ。）及び寡婦の福祉及び自立支援並びに婦人の更生及び保護に関すること。 (4)子どもに関する諸手当に関すること。 (5)配偶者等からの暴力に係る施策の推進、調整及び相談に関すること。 (6)母子保健及び難病の対策に関すること。（他の所管に属するものを除く） (7)障害児の福祉及び児童の発達支援に関すること。（他の所管に属するものは除く）</p>	<p>以下第4類事業所 地域子育て支援センター東灘、地域子育て支援センター灘、地域子育て支援センター中央、地域子育て支援センター兵庫、地域子育て支援センター北、地域子育て支援センター北神、地域子育て支援センター長田、地域子育て支援センター須磨、地域子育て支援センター垂水、地域子育て支援センター西</p>
<p><b>若葉学園（2）</b></p>	<p>＜保育所＞（3）（魚崎・東灘本庄・御影・本山・渦森台・中野・瀬戸・田中・浜御影・住吉公園・灘・西灘・石屋川・倉石・やはた桜・鶴甲分室・葺合・生田・たちばな・みなと・宮本・神若・古湊・運南・松原・羽坂・平野・小河・からと・桜の宮・君影・鈴蘭台西町・ひよどり台・鈴蘭台南町・長田・菅原・本庄・駒栄・房王寺・明泉寺・長田東・浪松・しりいけ・ふたば・須磨・たかとり・高倉台・菅の台・竜が台・奥ノ池・星陵台・本多聞・川原・東高丸・向陽・玉津・押部谷・王塚台）</p>
<p>(1)入所又は通所児童の自立支援に関すること。 (2)退所した者についての相談その他の援助に関すること。</p>	<p>(1)乳幼児の保育に関すること。</p>
<p><b>総合療育センター（2）</b></p>	<p><b>幼保事業課</b></p>
<p>(1)知的障害のある児童及び身体又は精神に障害のある児童並びにそれらの疑いのある児童（以下「障害のある児童等」という。）等に係る相談、診療、検査及び訓練に関すること。 (2)まるやま学園及びあけぼの学園への通園児童の指導及び支援に関すること。 (3)神戸市立児童発達支援センターの栄養指導及び給食に関すること。</p>	<p>(1)施設型給付費、地域型保育給付費等及び施設等利用費の支給に関すること。</p>
<p><b>東部療育センター（2）</b></p>	<p>(2)民間の教育・保育施設及び地域型保育事業等に係る助成に関すること。</p>
<p>(1)障害のある児童等に係る相談、診療、検査及び訓練に関すること。 (2)ひまわり学園への通園児童の指導及び支援に関すること。</p>	<p>(3)子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること（他の所管に属するものを除く。）及び子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定に関すること。</p>
<p><b>西部療育センター（2）</b></p>	<p>(4)子ども・子育て支援法第59条第1号から第3号までに掲げる事業に関すること。</p>
<p>(1)障害のある児童等に係る相談、診療、検査及び訓練に関すること。 (2)のばら学園への通園児童の指導及び支援に関すること。</p>	<p>(5)民間の保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の認可及び認定に関すること。</p>
<p></p>	<p>(6)特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること。</p>
<p></p>	<p>(7)民間の保育所、認定こども園、家庭的保育事業及び認可外の保育施設等の指導及び監督に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</p>
<p></p>	<p>(8)教育・保育内容の研究及び保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の職員の研修に関すること。</p>
<p></p>	<p><b>こども家庭センター（児童相談所）①</b></p>
<p></p>	<p>(1)児童及びその家庭についての相談、指導及び調査に関すること。</p>
<p></p>	<p>(2)児童の心理学的、医学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定、指導及び治療に関すること。</p>
<p></p>	<p>(3)児童の一時保護に関すること。</p>
<p></p>	<p>(4)児童福祉施設への入所措置その他児童の福祉措置に関すること。</p>
<p></p>	<p>(5)児童虐待の防止等に関すること。</p>
<p></p>	<p>(6)里親に関すること。</p>
<p></p>	<p>(7)児童入所施設措置費等の支払及び徴収に関すること。</p>

### Ⅲ. 令和3年度 主要事業

#### 1. 仕事と子育ての両立支援

◎：新規事業 ○：拡充事業

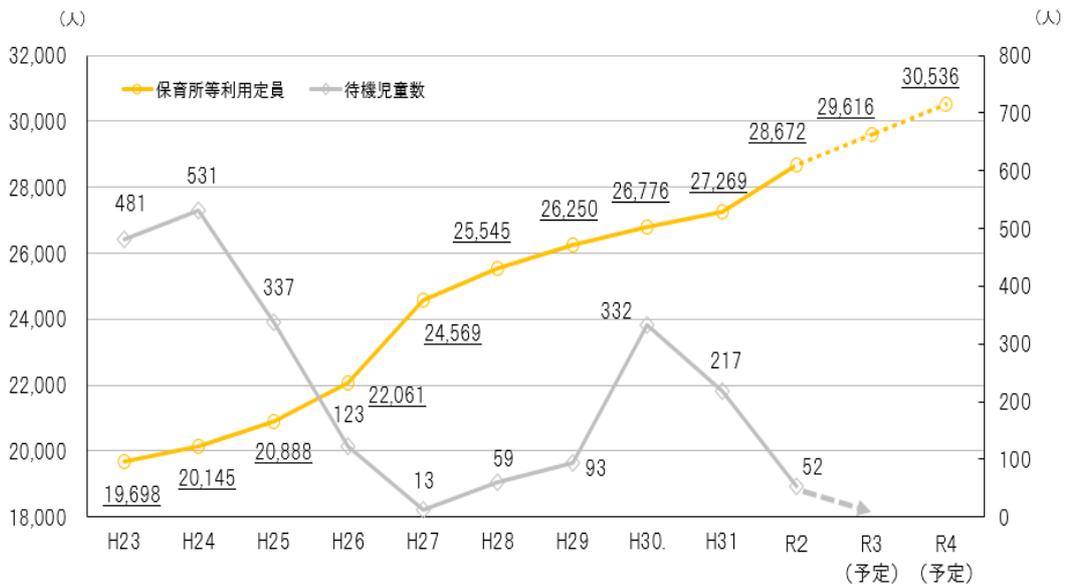
#### (1) 保育ニーズに対応した受入れ枠の確保

##### ○ ①約 900 人分の保育定員を拡大 (幼保振興課)

- ◆ 保育所・認定こども園の新設・分園整備等 (11 箇所 660 人)
  - ・ 東灘区 3 箇所 180 人 ・ 灘 区 1 箇所 60 人
  - ・ 中央区 2 箇所 120 人 ・ 兵庫区 1 箇所 60 人
  - ・ 北 区 2 箇所 120 人 ・ 垂水区 2 箇所 120 人
- ◆ 幼稚園から認定こども園への移行 (1 箇所 20 人)
- ◆ 小規模保育事業所等の整備 (13 箇所 240 人)

保育定員及び待機児童数の推移

※毎年度 4 月 1 日時点 (単位：人)



##### ②保育定員確保対策 (幼保振興課)

##### ◆ 公有財産を活用した保育定員の拡大

市営住宅跡地や旧公立幼稚園を活用した保育施設の整備により、保育定員を拡大する。

##### ◆ 保育送迎ステーション

利便性の高い駅周辺に子ども (3～5 歳児) を預かるステーションを整備し、保育所まで専用バスで送迎する。

保育送迎ステーション



専用バスで保育所へ



◆整備促進補助

保育所及び認定こども園の整備における事業者負担を軽減する。  
(事業者負担：総事業費の 1/8)

◆認定こども園への移行奨励補助

幼稚園から認定こども園へ移行するための施設整備における事業者負担を軽減する。  
(事業者負担：総事業費の 1/8)

◆サテライト型小規模保育事業の推進

保育所又は認定こども園を運営する事業者が、本園近くに小規模保育事業所を整備し、受け皿となる本園において3歳児以降の定員を拡大する場合、施設整備における事業者負担を軽減する。(事業者負担：総事業費の 1/8)

◆定員拡大促進補助

既存の施設を活用して定員拡大する場合に備品購入費及び改修費を補助する。  
(定員 1 人あたり 50 万円)

◆都心部における用地・建物賃料補助

都心部における事業者の参入を支援するため、用地や建物に係る賃料を補助する。  
※補助対象 用地：1/2 相当、上限 1,000 万円  
建物：3/4 相当、上限 1,650 万円

◆民有不動産の活用促進補助

保育施設用途の不動産所有者に対し、固定資産税・都市計画税 10 年相当額を一括で補助する。

◆企業主導型保育事業の備品購入費補助

市内で新たに企業主導型保育事業を実施する事業者に対し、国の助成の対象とならない備品購入費を補助する。(保育定員 1 人あたり 28,500 円)

◆私立幼稚園の預かり保育の充実

預かり保育の受入れ枠を拡大した私立幼稚園について、運営費の上乗せ補助を行う。

## (2) 保育人材確保・定着支援

### ○ ①一時金給付（幼保振興課）

保育人材の確保・定着を促進するため、新卒保育士等に対する一時金の給付及び採用3～7年目の職員に対する定着一時金の給付を行う。

※令和3～4年度の新規採用者に限り、1年目の支給額を30万円から40万円に増額



### ○ ②保育士宿舍借り上げ支援（幼保振興課）

採用1～7年目までの保育士等の宿舍の借り上げ費用を補助する。

(1人あたり最大8.2万円/月⇒最大10万円/月)

※令和3～4年度の新規採用者で市外から転入した者に限り、最大10万円を補助

### ③保育士奨学金返還の支援（幼保振興課）

市内在住の採用1～7年目の保育士等に対し、奨学金の返還に要する費用を補助する。

◆補助額：5,000円/月（7年間で最大42万円）

### ④未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援（幼保振興課）

保育所等に子どもを預ける保育士等に対する保育料貸付に上乗せ補助を行い、保育料を1年間実質無料とする。(上限54,000円/月)

### ⑤潜在保育士の職場復帰支援（幼保事業課）

潜在保育士等が非常勤職員として復職し、「朝」もしくは「夕」の時間帯、あるいは「休日」を含んで半年間勤務した場合、一時金（10万円）を支給する。

### ⑥スキルアップ支援（幼保振興課）

保育士資格等の取得を目指す保育補助者等<sup>※</sup>に対する保育士養成校の受講料や保育士資格試験対策講座の受講料等の補助、保育士キャリアアップ研修を実施する。

※保育業務および周辺業務を補助する職員



### ⑦保育人材登録制度の充実（幼保振興課）

神戸市保育士・保育所支援センターで、市内私立保育園等と潜在保育士等のマッチング支援を行うとともに、保育士等からの紹介により、潜在保育士等が人材登録した場合に、登録者と紹介者それぞれに一時金を支給する。

また、保育補助者等のマッチング支援や雇用経費に対する補助を行う。

### ⑧保育人材確保プロモーション（幼保振興課）

保育士等養成校の在学生や潜在保育士を対象として、主要駅での交通広告や特設WEBサイトを活用した広報等を行い、施策を効果的に発信するとともに、就職フェア等を引き続き開催する。

### (3) ICT化による負担軽減（幼保事業課）

#### ○ ①ICTの導入による負担軽減

登降園管理、保育の計画・記録、午睡チェック等のシステムを導入する。また、ICTを活用した行政報告や申請手続等の簡素化と負担軽減を推進する。



<システムを用いて記録を行う様子>

#### ○ ②保護者の負担軽減および業務改善

幼児教育・保育の無償化に伴う新たな認定（認可外保育施設等）の電子申請を開始するほか、すでに電子申請を実施している教育・保育給付認定（2・3号）について、より利便性の高いシステムを導入する。

### (4) 多様な保育ニーズへの対応（幼保事業課）

#### ○ ①病児保育事業の充実

施設への補助基本単価を引き上げることで、病児保育事業の運営の安定化を図る。  
また、利用者の利便性向上及び利用人数の増加のため、予約システム導入に要する経費を補助する。

#### ②保育所等における医療的ケア児の受け入れ

日常生活において「経管栄養」や「たんの吸引」など、医療的ケアを必要とする子どもが心身の状況に応じて、適切な保育を受けることができるよう、10施設で受け入れを行う。

#### ○ ③未就学児の集団活動の支援

幼児教育・保育の無償化の対象外である幼児教育類似施設（いわゆる「森のようちえん」や外国人学校等）の利用者への支援を行う。

◆対象：3～5歳児 上限：20,000円/月

### (5) 多子世帯への支援の充実

#### ①保育料の減免（幼保振興課）

幼児教育・保育の無償化の対象外である住民税課税世帯の0～2歳児の保育料について、全ての世帯において第2子半額・第3子以降を無償にする。

#### ②一時保育利用料の減免（幼保事業課）

保護者の傷病等により緊急・一時的に保育所等で子どもの預かりを行う一時保育において、満1～2歳児の利用料について、第2子半額・第3子以降を無償にする。

（現行の利用料：2,400円/日 ※リフレッシュのための利用の場合3,600円/日）

#### ③保育所等における副食費の第3子以降無償化（幼保事業課）

3～5歳児の副食費について、全ての世帯において第3子以降を無償にする。

## (6) 学童保育の充実（こども青少年課）

### ○ ①学童保育施設の整備

利用者数の増加に対応するため、学童保育の実施場所を確保する。

◆整備7か所

### ○ ②学童保育利用者を対象とした学習支援の実施

学童保育の実施時間内において、学童保育利用者を対象に宿題の見守り等の学習支援を実施することで、子ども達の学習習慣の定着を図る。

※令和3年度に195施設中100施設での実施を目指す

※令和4年度までに全ての施設で実施予定



<学習支援のイメージ>

### ○ ③午前8時開設実施施設の拡大

令和3年度中に、ニーズのある全施設で学校休業日（土曜日・長期休業中）における8時開設を実施する。

### ○ ④来退所等管理システムの導入

児童の来退所管理や施設と保護者の連絡・情報共有のためのシステム導入に係る費用を補助し、職員の事務負担軽減や児童の安全確保を図る。

※令和4年度までに全ての施設へ導入予定



<システムのイメージ>

### ○ ⑤送迎支援の実施

小学校から距離が遠い、または道路交通量が多い経路にある学童保育施設において、送迎支援を実施する。

### ○ ⑥民設学童保育への助成拡充

#### ◆賃料助成の拡充

運営の安定化を図るため、建物等に係る賃料を補助する。

（1施設あたり上限：509,200円⇒1,500,000円）

※50万円までは全額助成、50万円を超える部分に対し1/2を助成

#### ◆児童数増等に伴う施設移転にかかる助成

児童の受け皿確保、安全確保を図るため、児童数増等に伴う施設移転にかかる費用を補助する。（上限：2,500千円）

### ⑦障がい児等への支援

障がい児や「座って話を聞けない」など特に配慮が必要な子どもに対応する職員の増員配置等、障がい児等への支援体制を引き続き確保する。

## 2. 妊娠・出産・子育て期の支援

### ○ (1) こども医療費助成（こども未来課）

高校3年生まで全ての子どもが無料もしくは低額な負担金で医療機関を受診できるよう医療費を助成する。

- ◆入院 0～18歳：負担なし ※令和3年10月より、対象を高校生世代まで拡大
- ◆外来 0～2歳：負担なし  
3～15歳：1医療機関等あたり1日上限400円を月2回 ※3回目以降無料

### ○ (2) 特定不妊治療費等助成（家庭支援課）

高額な医療費に係る特定不妊治療（体外受精・顕微授精）等に要する費用を助成する。

- ◆助成額：上限30万円（申請1回あたり）
- ◆助成回数：1子ごとに6回まで（40歳以上43歳未満は3回）

### (3) 妊婦健康診査費用助成（家庭支援課）

妊婦の健康を保ち安心して出産できるよう、妊婦健康診査に要する費用を助成する。  
（上限14回・12万円）

### (4) 多胎児家庭への支援の充実（家庭支援課）

#### ◎ ①多胎妊婦に対する妊婦健康診査費用の助成

多胎妊婦に対して、追加で25,000円分の妊婦健康診査に要する費用を助成する。

#### ◎ ②多胎児家庭ホームヘルプサービス事業の実施

育児サポーター等を派遣し、家事及び外出支援を行う。

- ◆0歳児 上限：年48回
- ◆1～3歳児 上限：年24回
- ※1回2時間以内

#### ◎ ③多胎妊産婦へのピアサポーターの派遣

ピアサポーター（多胎児の育児経験のある父母）を多胎妊産婦の自宅等へ派遣し、妊娠・出産・育児に伴う不安や悩みの傾聴、相談等を行う。

### (5) 産後うつ対策（家庭支援課）

#### ○ ①産後ケア事業

産後の育児不安が強い母親を対象に、助産所における宿泊・通所を通して、母体のケアや育児に対する手厚い支援と相談を行う産後ケア事業を引き続き実施するとともに、新たに、助産師等による訪問サービスを実施することで産後ケア事業の充実を図る。

#### ②産婦健康診査費用助成

産後2週間・1か月など出産後間もない時期の産婦に対する精神状態の把握を含めた健康診査の費用を助成する。

### (6) 妊産婦への支援（家庭支援課）

#### ①妊産婦へのタクシー利用助成

妊産婦の負担軽減を図るため、外出時のタクシー利用料を助成する（5,000円/人）

#### ②不安を抱える妊婦へのPCR検査

不安を抱える妊婦を対象に分娩前PCR検査を実施する。

### 3. 特に支援が必要な子どもたち・家庭への支援

#### (1) 児童虐待防止（家庭支援課）

○ ①児童虐待に係る相談・通報への対応強化

こども家庭センターに担当係長3名を含む児童福祉司・児童心理司  
合計10名及び一時保護所職員5名を増員する。



②警察官・弁護士的配置

児童虐待への対応について、警察との連携や法律的専門性を強化するため、こども家庭センターに引き続き、現職警察官及び常勤の弁護士を配置する。

③未就園児等全戸訪問事業

福祉サービス等を利用していない未就園児等の状況を把握するため全戸訪問を実施する。

#### (2) DV対策（家庭支援課）

①DV被害者支援

配偶者暴力相談支援センターにおいて相談や情報提供、関係機関との連絡調整、カウンセリング等を実施する。

②DV被害者支援活動補助

DV被害者が一時的に避難できる民間シェルターの運営費等や、民間支援団体による同行支援事業に対して補助を行う。

③DV予防啓発事業

パープルリボンキャンペーンの実施や中学校・高等学校へ専門講師を派遣するなど啓発事業を行う。

#### (3) 障がいのある子どもへの支援（家庭支援課）

①障がい児支援施策推進のためのネットワーク構築

障がいのある子どもの支援に関する課題の共有や必要な支援策についての協議等の場として「神戸市療育ネットワーク会議」を開催する。

②神戸市療育センター（総合・東部・西部）

市内3か所の療育センターの診療所・児童発達支援センター・障害児相談支援事業所において、他の関係機関等と連携を図りながら障がいのある子どもやその保護者に対する支援を行う。

#### (4) 社会的養育体制の充実（家庭支援課）

①里親委託の促進

新規里親登録を促進するため、効果的な広報啓発を行うとともに、里親委託率の向上を図るため、未委託の登録里親に対する養育技術向上のためのトレーニングを引き続き実施する。



○ ②ファミリーホームにおける養育体制の強化

入所児童の養育環境向上及び一時保護委託への対応のため、ファミリーホームの人員体制を強化する。

○ ③**若葉学園の移転・再整備調査**

児童自立支援施設※若葉学園の移転・再整備について、必要な調査（土壌汚染対策法関連調査、測量業務、ボーリング調査等）を行う。

※生活指導を要する児童が入所し、自立に向けた支援を行う施設

◆移転候補地：西区玉津町（玉津健康福祉ゾーン）

**(5) ひとり親家庭への支援（家庭支援課）**

○ ①**高校生の通学定期券補助**

ひとり親家庭※の全ての高校生等に対して、対象交通機関を限定せず通学定期券の購入費を全額補助する。

※児童扶養手当受給世帯等要件あり

○ ②**オンラインによる就業相談**

SNS や AI 等を活用し、忙しいひとり親家庭の親が時間を気にせず相談しやすい無料のオンライン相談を実施する。



○ ③**就職に有利な資格取得支援事業**

ひとり親家庭の親やその子どもを対象に、就職に結びつく可能性の高い資格について、無料の取得講座をオンライン等で開催し、就業を促進する。

○ ④**交流の場となる拠点づくりの支援**

民間団体が実施する、ひとり親家庭が交流する拠点づくりに係る経費を補助する。

○ ⑤**養育費確保支援の充実**

◆**離婚前講座の実施**

離婚協議前の父母等に対して、離婚後の生活を考える機会を提供するため、離婚前講座を開催する。(年2回)

◆**養育費・面会交流等専門相談**

ひとり親家庭支援センターや区役所(3か所)に家庭裁判所調査官OBを派遣し、養育費・面会交流等に関する相談業務を行う。(オンラインによる相談も実施)

◆**公正証書作成費補助**

養育費に関する取り決めを促進するため、公正証書等の作成費用を補助する。  
(上限5万円・1回限り)

◆**保証会社の利用費補助**

養育費支払いの履行確保のため、養育費保証会社との契約に係る費用を補助する。  
(上限5万円・1回限り)

## 4. 地域における子育て支援・青少年の健全育成

### (1) 全ての子どもたちの未来を応援

- ◎ ① **こどもの居場所づくりの全市展開（こども青少年課）**  
居場所の立ち上げ支援等に関するコーディネーター機能を強化する等、こどもの居場所の全市拡大を図る。  
また、こども食堂への寄付食材等の配送やマッチングを行う仕組みを検討する。
- ◎ ② **学童保育利用者を対象とした学習支援の実施（再掲）（こども青少年課）**  
学童保育の実施時間内において、学童保育利用者を対象に宿題の見守り等の学習支援を実施することで、子ども達の学習習慣の定着を図る。
- ◎ ③ **リアル（対面）型学習支援のモデル実施（こども未来課）**  
経済的な事情を抱える中学生を対象に、市内3か所で地域団体が将来の夢や選択肢を示しながら学習をサポートする。
- ◎ ④ **子どもの生活状況調査の実施（こども未来課）**  
小学5年生・中学2年生とその親を対象に子どもの生活状況に関する調査を実施し、子どもの貧困対策において有用な施策を検討する。
- ◎ ⑤ **中高生の学習スペースの拡充（こども未来課）**  
文化センター等の公共施設を活用し、無料学習スペースを設置する。

### (2) 地域における子育て環境づくりの推進（こども青少年課）

- ① **「こべっこあそびひろば」の運営**  
学齢前の子どもが遊びを通じて体力・知力の向上を図ることができるよう、室内で安全に思い切り遊べる拠点「こべっこあそびひろば」を運営する。
  - ◆東部（六甲アイランド）令和3年4月 開設
  - ※北部（岡場） 令和元年7月 開設
  - ※西部（現西図書館跡）令和5年春 開設予定
- ② **「おやこふらっとひろば」の運営**  
子育て中の親と子が孤立しないよう、気軽に集える「おやこふらっとひろば」を各区役所等に開設する。
  - ◆西区：令和3年度中開設予定（区役所新庁舎内）
  - ※中央区：令和4年度開設予定（区役所新庁舎内）
  - ※垂水区：令和4年度開設予定（垂水区文化センター体育室跡）  
愛垂児童館と平磯児童館を統合した児童館と一体的に整備
  - ※東灘・灘・兵庫・北・長田・須磨区については開設済み



<東部（六甲アイランド）のイメージ>



<長田区>

### ○ (3) こべっこランド・こども家庭センターの移転拡充（こども企画課）

こべっこランドを再整備するとともに、児童相談所の子どもたちを取り巻く施設環境を抜本的に改善し、増加する相談件数に対応するため、令和4年春の供用開始に向け整備を進める。

◆移転場所：兵庫区上庄通1丁目1番（地下鉄海岸線 和田岬駅より徒歩約5分）



＜完成イメージ＞

### (4) 青少年の居場所・活動拠点（こども青少年課）

新しい青少年会館を令和3年7月にハーバーセンター内に開設する。

◆移転場所：中央区東川崎町1丁目

また、現在の西図書館跡の一部に、ユースステーション西を再整備する

◆令和5年春開設予定

## 5. 子育てしやすい社会環境づくりと啓発

### (1) こべっこウェルカムプレゼント（こども未来課）

子どもが生まれたご家族を祝福し、神戸の魅力が詰まった「こべっこウェルカムプレゼント」をお贈りする。

※第1子:1万円 第2子:1.5万円 第3子以降:3万円  
相当のカタログギフト



### (2) 「子育てにあたたかい街こうべ」の発信

#### ① 子育て情報の総合的な発信（こども未来課）

神戸市子育て応援サイト「ママフレ」を中心に、「切れ目のない子育て支援」や「子育て環境の良さ」をわかりやすく市内外に情報発信する。



#### ② 保育人材確保プロモーション（再掲）（幼保振興課）

保育士等養成校の在学生や潜在保育士を対象として、主要駅での交通広告や特設WEBサイトを活用した広報等を行い、施策を効果的に発信するとともに、就職フェア等を引き続き開催する。

### (3) 児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る支援（各課）

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、児童福祉施設等が購入する消毒液やマスク等に係る費用を補助する。

※令和2年度2月補正